

中高層直結給水装置設置条件承諾書

（あて先）

新潟市水道事業管理者

申込者 住所
（所有者）

氏名

〔 総代人 住所 〕
氏名

直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

記

1 使用者への周知

下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。

- (1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。
- (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
- (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。
- (4) 定期的及び臨時的な水道メーター計量業務並びに水道メーター閉開栓業務等を実施する必要性から、入館規制のある建物についてはその入館について、水道局に許可を与えてあること。
- (5) 同一建物において二種類以上の異なる給水方式を用いる場合、または、メーター口径が個々の部屋において料金計算方式が異なる場合があること。

2 断水時の対応について

計画的な断水及び緊急的な断水における増圧ポンプの停止、復旧等の保守管理は申込者の責任において行うこと。

3 直結増圧給水に係る事項

(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について

将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、申込者（所有者）の負担にて速やかに増圧ポンプを設置します。また、水圧低下により損害が生じても、申込者（所有者）の責任で処理し、水道局にご迷惑をおかけしません。

(2) 定期点検について

増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは速やかに新保守点検契約の写しを提出します。

様式－3（裏面）

(3) 損害の補償について

増圧ポンプの設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

4 修繕区分

申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任においてすみやかに適切な措置をとります。

5 水道メーター計量等に係る事項

建物への入館制限を設けた場合は、水道メーター取り替え業務及び計量業務等に支障のないよう事前に水道局に鍵又は暗証番号等の提示をします。また、変更があった場合も同様とします。

6 総代人等の変更届

給水装置の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者又は総代人にこの装置が条件付きものであることを熟知させたいえ、水道局に書面で届けます。

7 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱いに必要な事項は、水道法及び新潟市給水条例などの関係法令を遵守して施行いたします。

8 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。

9 その他

水道局が行う水量・水圧等の調査の際には協力します。